

八王子市 みまも 水辺の水護り制度

水辺の水護(みまも)り制度は、

地域の方々や学校・事業者の方などが、身近な水辺の保全のために、水辺を活用して行う市民活動を、市が支援する制度です。



水辺の市民活動と市の支援



清掃活動

- ・清掃用具や草刈り用具の貸出、支給
- ・ごみの収集、処理
- ・調査用具の貸出、支給
- ・活動団体間の交流、情報交換、情報の共有化



八王子市



水辺や水生生物の調査

- ・調査用具の貸出
- ・市民の活動内容のPRや他の市民活動への情報提供
- ・調査結果の保存、活用



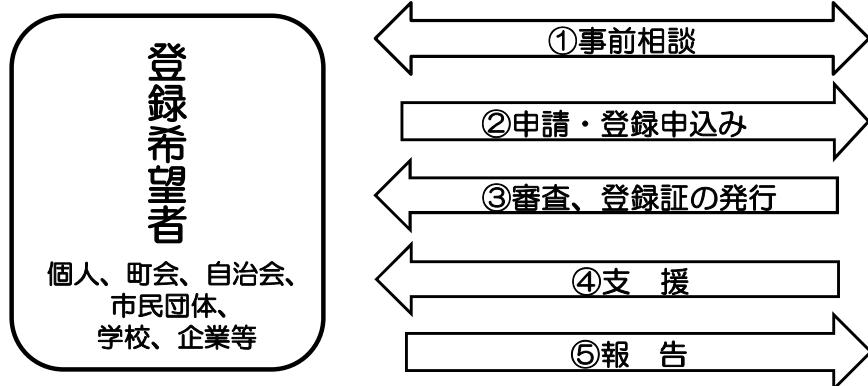
環境学習・水質調査



自然体験学習

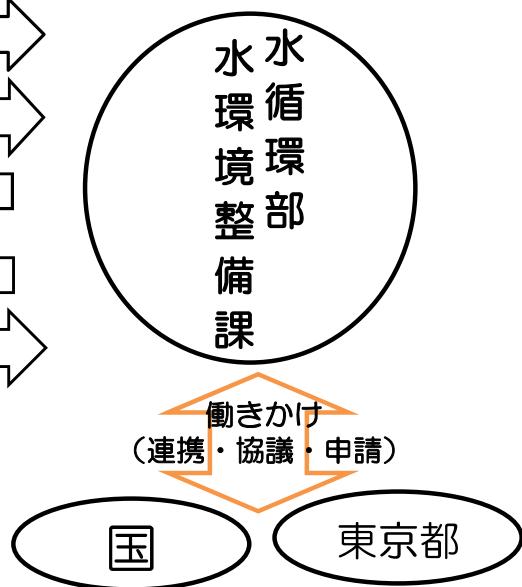
みまも 水辺の水護り制度への登録を！

[手続きの流れ]



活動する場所は？

市内の河川、水路、湧水等の身近な水辺。



参加出来る団体等は？

個人、町会、自治会、市民団体、学校、企業など。

活動の種類は？

河川、水路などの清掃、草刈
環境学習、水質、水辺や生きものなどの調査活動
自然体験学習
河川、水路などの情報の市への提供（不法投棄、水位、濁りなど）
湧水などのPRや水辺に関する様々な情報発信活動
などです。

市の支援は？

清掃用具や草刈り用具、調査用具などの貸出・支給
ごみの収集・処理
ボランティア保険の加入
国、都の河川管理者との調整
活動団体の活動内容のPRや活動団体への情報提供
活動団体間の交流、ネットワーク、情報交換、各種情報のデータ収集・蓄積
などを支援します。

水辺の水護り制度に参加するには？

まずは、水循環部水環境整備課まで、お問い合わせ下さい。

登録申込書の提出をしていただき、市で審査し、認められると登録証を発行します。

お問い合わせ先

水循環部水環境整備課

電話：042-620-7291 FAX：042-626-3019

水護り制度

検索

をクリック

